

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和について

《提案・要望の内容》

東日本大震災による経済活動への影響が全国に広がっていることから、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について、特例措置の対象地域を全国に拡大すること。

本来は、最近3か月の生産量、売上高等が、その直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している場合を対象としているが、東日本大震災被害に伴う特例措置により、特例対象地域については、生産量等の確認期間が「最近3か月」から「最近1か月」に短縮されるなどされたところ。

東日本大震災の影響で経済活動が縮小した企業については、支給限度日数（現在は3年間で300日）の別枠を設けること。

リーマンショック時の不況への対応の結果、3年間で300日の支給限度日数について、残り1年間で既に100日を割り込む企業も少なからずあり、雇用調整助成金等の活用可能な残日数が不足して雇用が維持できなくなることが懸念される。

震災の影響で経済活動が縮小したものとして想定する例

最近1か月間の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少している場合で、被災地の事業者と直接又は間接的取引の規模が20%以上の場合

<参考>

東日本大震災被害に伴う特例

特例対象地域の事業者に対する措置

最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に（平成23年6月16日まで）
事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に（平成23年6月16日まで）
<特例対象地域>

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域

特例対象地域外の事業者に対する措置

特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業者についても、 の特例を適用。

提案中の地域雇用創造推進事業「とっとり雇用創造未来プラン」の採択について

《提案・要望の内容》

鳥取県における雇用対策の充実・強化を図るために提案している地域雇用創造推進事業「とっとり雇用創造未来プラン」の採択について、格段の配慮をすること。

鳥取県下はリーマンショック以降厳しい雇用情勢が続いているが、東日本大震災の甚大な影響により、今後さらに深刻な状況に至ることが懸念される。

鳥取県では、鳥取市を除く県内市町村等と協議会を設立し、平成20～22年度の間、「とっとり高度人材『燦然』プラン」の事業名で地域雇用創造推進事業を受託し、雇用情勢を改善する有効な事業として活用し成果を出したが、厳しい雇用情勢が継続。今回は、鳥取市も含めた県下全市町村や経済団体等で構成した、新たな協議会を設立し、県下一丸となって推進していくもの。

平成22年4月に、本県独自に、10年後の本県経済・産業の目指すべき姿を「鳥取県経済成長戦略」として策定し、順次様々な事業を実施中。今後10年間で県内GDPを約700億円押し上げ、約7,000人の雇用を生み出すこととしている。

さらに「雇用創造1万人プロジェクト」を推進し、今後4年間で1万人の雇用創出を目指す所存。

<参考>

提案中の「とっとり雇用創造未来プラン」の概要

「鳥取県経済成長戦略」をベースにして環境・エネルギーなどの地域産業の構造転換と新産業の創造を促進し、従業員のスキルアップや企業ニーズに対応した求職者の人材育成と就職を促進。（事業項目は以下のとおり）

雇用拡大メニュー（在職者向け）

産業人材育成研修促進事業、エンジニア人材育成研修（次世代デバイス技術者育成セミナー、自然エネルギー等技術者育成セミナー、EV関連技術セミナー、IT高度技術セミナー）、海外取引支援事業

人材育成メニュー（求職者向け）

事務関連産業・部門人材育成研修（経理部門コース、総務部門コース）、観光関連産業人材育成研修、営業・販売関連人材育成研修、カスタマーセンター関連業務人材育成研修、コールスタッフ人材育成研修、EV製造技術人材育成研修、創業・ベンチャー人材育成研修

就職促進メニュー（求職者向け）

人材育成研修受講者就職支援事業、求人企業説明会開催事業

事業規模 570,281千円（平成23～25年度）

雇用創出目標 761人（平成23～25年度）

前回実施の「とっとり高度人材『燦然』プラン」（平成20～22年度）の実施状況

事業規模：623,147千円、雇用創出目標：945人、雇用実績：593人（平成23年3月末現在）

被災企業への支援及び円滑な部材調達の確保について

《提案・要望の内容》

東日本大震災の影響を受けた企業の生産活動や被災した従業員の生活を維持・確保するため、被災企業が、一時的に生産活動等の場を県外等他地域に移転する場合、企業及び従業員の負担を軽減する措置を講じること。
また、この度の震災では、鳥取県を始め、被災地域以外の企業活動にも支障が出ていることから、日本経済の再興に向けては、我が国の競争力を確保する観点から、地方経済の実情に応じた支援を講じること。

提案・要望の具体例

被災し、移転を余儀なくされた企業の法人税等の軽減
財政力が弱い自治体が、独自に被災企業・従業員を支援する場合の財政支援
工場や生産設備等の賃貸料及び装置等移転費用への支援を講じた場合の財政措置
固定資産税及び不動産取得税等の減免措置を講じた場合の財政措置
雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の特例措置の対象地域の全国拡大など

企業による住宅建材等の在庫超過や買占め等を防止するため、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に定める指定物資に、「住宅建材等」を指定し、企業の部材等調達の円滑化を図ること。

東日本大震災による被災地域での製造業者の被災並びに仮設住宅の建築等により部材の供給不足が発生しており、企業における買占めや過剰在庫を防止し、部材等の円滑な調達を確保する必要がある。

< 参考 >

鳥取県では、県内に被災企業の一時的な生産活動の場を提供するとともに、生産活動に係るトータル支援を行います。

(支援メニュー)

ワンストップ相談窓口の設置
被災従業員の住宅・生活支援
一時的な生産活動の場の斡旋等初期支援
資金調達及び物流に係る相談及び倉庫情報の提供
生産活動への県内協力企業の紹介及び受注開拓や技術的アドバイス等支援
生産活動に必要な人材確保・斡旋及び人材育成

「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」において、「特別の調査を要する物資」として指定されることにより、

内閣総理大臣及び主務大臣は、

価格動向及び需給状況に関して必要な調査を行う。

買占め又は売惜しみにより多量に保有する事業者に対し、売り渡しすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示・命令。

罰則：命令に従わなかったときは、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

立入検査等に協力しなかった時は、一年以下の懲役又は20万円以下の罰金。

観光業への風評被害対策について

《提案・要望の内容》

観光業への風評被害を防止するため、震災被害を受けていない地域の安全性など、諸外国に対してきめ細かな情報発信を迅速に行うこと。

〔 諸外国では、日本全体が地震や原発の影響を受けているとの認識を持たれており、直接被害や影響のない地域においても、外国人旅行者が大幅に減少している。 〕

< 参考 >

東日本大震災発生以降の米子ソウル国際定期便及び環日本海定期貨客船航路の外国人利用者数

< 米子ソウル国際定期便 >

年 月	外国人利用者数
平成23年1月	1,545人(対前年比 82.8%)
2月	1,688人(対前年比 120.0%)
3月(10日まで)	353人(対前年比 129.8%)
3月(11日以降)	219人(対前年比 25.7%)

昨年度の韓国人利用者は、平成13年4月の就航以来最高の人数となること、2月末時点で確定するなど順調に推移していたが、震災以降は激減。

4月以降も外国人の新たな予約はほとんど入っておらず、回復の目途が立たない状況。

< 環日本海定期貨客船航路（鳥取・境港～韓国・東海間） >

年 月	外国人利用者数
平成23年1月	2,896人(対前年比123.7%)
2月	2,290人(対前年比133.6%)
3月(10日まで)	174人(対前年比 94.1%)
3月(11日以降)	360人(対前年比 50.8%)

昨年9月に鳥取でロケが行われた、韓国ドラマ「アテナ：戦争の女神」ロケ地巡りツアーの販売などにより、韓国人利用者が前年を大きく上回る状況で推移していたが、震災直後に大幅なキャンセルが続いた。

その結果、平成23年1月～3月における震災前後の平均利用者数（1便当たり）は、298人から60人に激減。その後、外国人の新たな予約はほとんど入っておらず、回復の目処が立たない状況。

[鳥取県の取組]

海外旅行者支援を増額するなど、風評被害によるインバウンドの利用減をアウトバウンドで下支えする一方、海外雑誌への広告掲載など海外向けの情報提供により安心・安全な鳥取をPRし、インバウンドの回復を図っている。

県産農水産物を含む日本産食品への風評被害対策について

《提案・要望の内容》

日本産食品の放射能汚染状況を早急に把握するとともに、安全性についての正確な情報を国内外へ迅速に発信するなどにより、国内はもとより輸出食品に対する風評被害への対応策を速やかに講ずること。

県内の水産輸出業者は、中国や韓国での日本産水産物の風評被害により、輸出ができない状況。

県内の農業団体は、放射能汚染の長期化による輸出国の規制措置の強化や国内外での風評被害による販売への影響を懸念。

< 参考 >

主な輸出国の規制措置(4月15日現在)と鳥取県産農水産物について

国名	対象県	品 目	規制内容							鳥取県の主な輸出品
			1	2	3	4	5	6	7	
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉	全ての食品								
	5県以外	果物、野菜、水産物、海藻類等								梨
		加工食品								
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉	果物、野菜、牛乳、乳飲料、粉ミルク								
		食肉(卵を含む)、水産物								
		加工食品								
	5県以外	全ての食品								梨
米国	福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉	ほうれん草、かきな、原乳等								
		牛乳・乳製品、果物、野菜とその加工品								
	6県以外	食品、飼料								梨
中国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉	全ての食品、飼料								
	12都県以外	全ての食品、飼料								梨
		水産物								鮮魚、冷凍魚
韓国	福島、群馬、栃木、茨城、千葉(旭市、香取市、多古町)	ほうれん草、かきな、原乳等								
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、静岡、東京	全ての食品(5県産の上記を除く)								
	13都県以外	全ての食品								養殖飼用カタクチイワシ
タイ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉	全ての食品								
	12都県以外	全ての食品								柿
ロシア	福島、群馬、栃木、茨城、東京、千葉	全ての食品								
	6都県以外	全ての食品								梨、すいか、メロン、柿
	242施設(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟に所在する施設)	水産物・水産加工品								

規制内容の1の欄:輸入停止、2の欄:輸入国にて全ロット検査、3の欄:輸入国にてサンプル検査、4の欄:放射能基準適合証明書を要求、5の欄:産地証明書を要求、6の欄:検疫許可申請を要求、7の欄:検査強化

注:農林水産省HP上に掲載されている内容を抜粋

日本製品への風評被害対策及び輸出環境の整備について

《提案・要望の内容》

放射性物質の影響について、正確な情報提供に努めることにより、日本製品に対する風評被害の抑制に全力で取り組むこと。

輸出相手国の日本製品に対する過剰な反応に対し、国家レベルで改善を求め、適正なルールのもと円滑な輸出ができるよう、早期に対策を講ずること。

輸出に当たり、相手国・地域から求められる放射能基準適合証明書が速やかに取得できるよう、国内の検査体制を整えること。

併せて、放射能基準適合証明書の発行に係る費用について、中小企業に補助金を支給する制度を創設すること。

例えば、県内では放射線検査が可能な検査機関は（一般社団法人）全日検境港事務所の一箇所しか存在せず、しかも当該事務所では工業製品の表面汚染測定のための対応となっており、検査体制が脆弱である。

< 参考 >

国内検査機関一覧<放射線量>

No	名称	所在地	対象分野		鳥取県から直近の拠点 (西日本のみ)
			食品	その他	
1	(社)日本海事検定協会	東京都			倉敷、姫路、神戸、尾道
2	(財)日本分析センター	千葉県			-
3	(財)日本食品分析センター	東京都			神戸
4	(財)新日本検定協会	東京都			倉敷、姫路、神戸、福山
5	(一般社団法人)全日検	東京都			境港
6	太陽テクニサーチ株式会社	石川県			-
7	テュフラインランドジャパン株式会社	横浜市			大阪
8	東京ニュークリア・サービス株式会社	東京都			大阪
9	日立協和エンジニアリング株式会社	茨城県			-
10	株式会社同位体研究所	横浜市			-
11	(株)化研	茨城県			-
12	(財)九州環境管理協会	福岡県			-
13	無添加食品販売協同組合	東京都			-
14	日本環境(株)	横浜市			大阪
15	テュフズードジャパン株式会社	東京都			大阪
16	環境総合テクノス	大阪市			大阪
17	(財)食品環境検査協会	神戸市			神戸

原子力発電所における安全対策の強化について

《提案・要望の内容》

原子力発電所の事故に備える対応として、E P Z「防災対策を重点的に充実すべき範囲」(半径8～10キロ)を、より広範かつ適切なものに拡大すること。

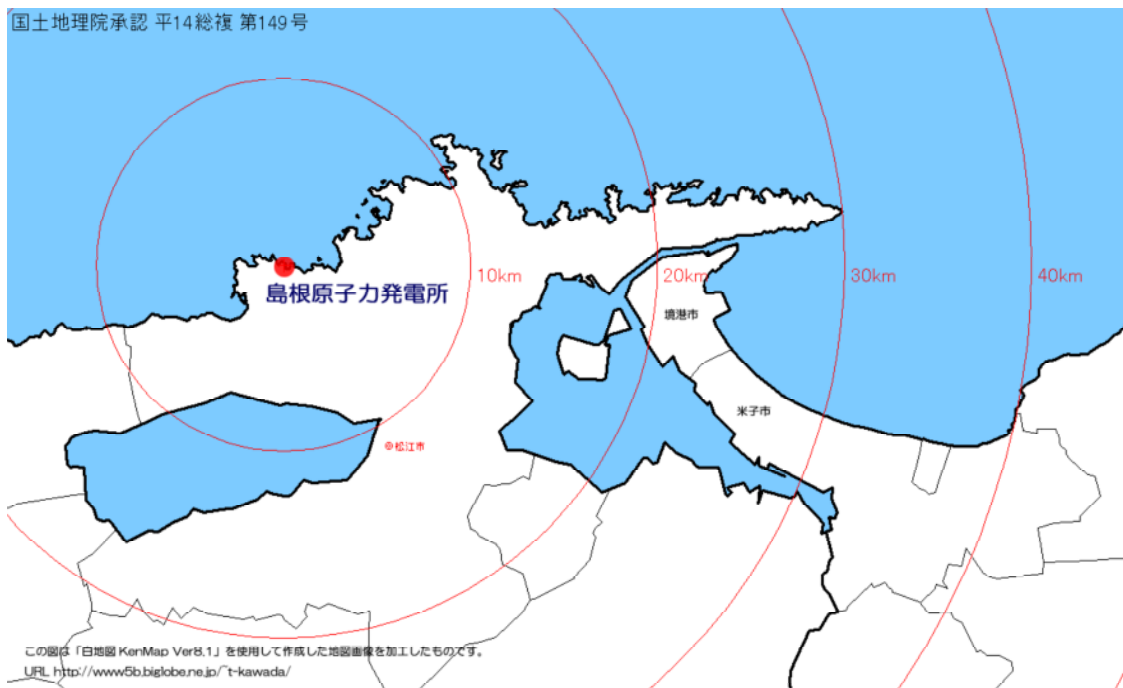
鳥取県を、島根原子力発電所の関係隣接県として取扱い、より広範な地域に対して十分な安全対策、情報提供等が行われるようにすること。

今回の重大な原子力発電所の事故を踏まえ、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の各機能について、地震及び津波等に対する安全性向上に万全の対策を講じること。

福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、直ちに施設の安全性を点検し、必要な安全対策を実施するよう、国において中国電力株式会社へ厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。

<参考>

鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17kmで、E P Z外



日本海西部海域における地形・活断層調査について

《提案・要望の内容》

東北地方太平洋沖地震（海溝型地震）による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要であるが、日本海西部海域の地形・活断層については調査及び評価がなされていないため、早急にこの地域の地形・活断層調査を実施すること。

<参考> 地震調査研究推進本部が長期評価対象としている地震
 （主な海溝型地震の評価結果） 出典：地震調査研究推進本部資料



災害支援体制の充実・拡充について

《提案・要望の内容》

大津波や原発事故といった未曾有の大災害にも的確な対応ができるよう、政府として一元的かつ強力に対応できる危機管理体制を整備すること。

被災地の復旧支援に要する経費や、災害救助法による被災都道府県への求償の対象とならない経費について、地方交付税等による確実な財政措置を講じること。

全国的な支援を一層進めるため、災害救助法の弾力的運用について引き続き柔軟に継続して行うこと。

提案・要望の具体例

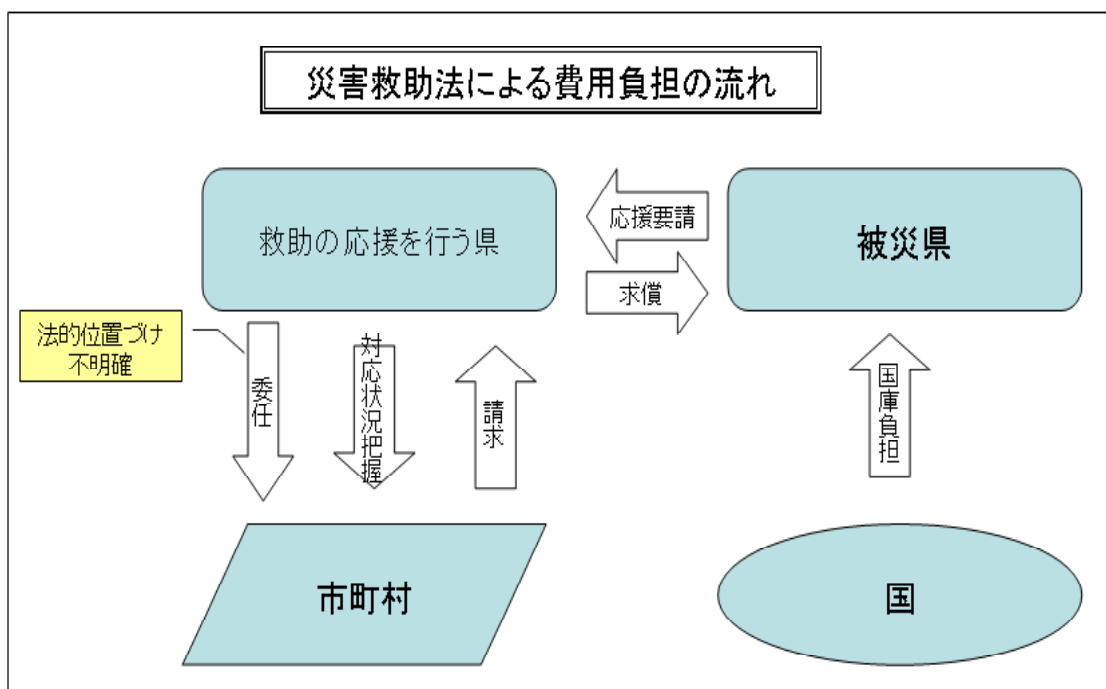
被災地外の自治体が支弁した救助応援に要する費用について、国に直接請求できるようにする。

遠隔地からの避難者受入れのために特別に必要となる経費や応援派遣職員の人件費について、災害救助法の対象とする。

救助の応援を行う自治体における救助事務費について、国庫負担上の上限額の取扱いについて明確にする。

被災都道府県から応援要請を受けた都道府県が行う救助を市町村へ委任する場合の法的位置づけの明確化を図ること。

< 参考 >



教育分野における現行規制の緩和や支援措置について

《提案・要望の内容》

被災地から遠隔地で、被災者を受け入れた際に、学校教育が円滑に受けられるよう、現行規制の緩和や支援措置を行うこと。

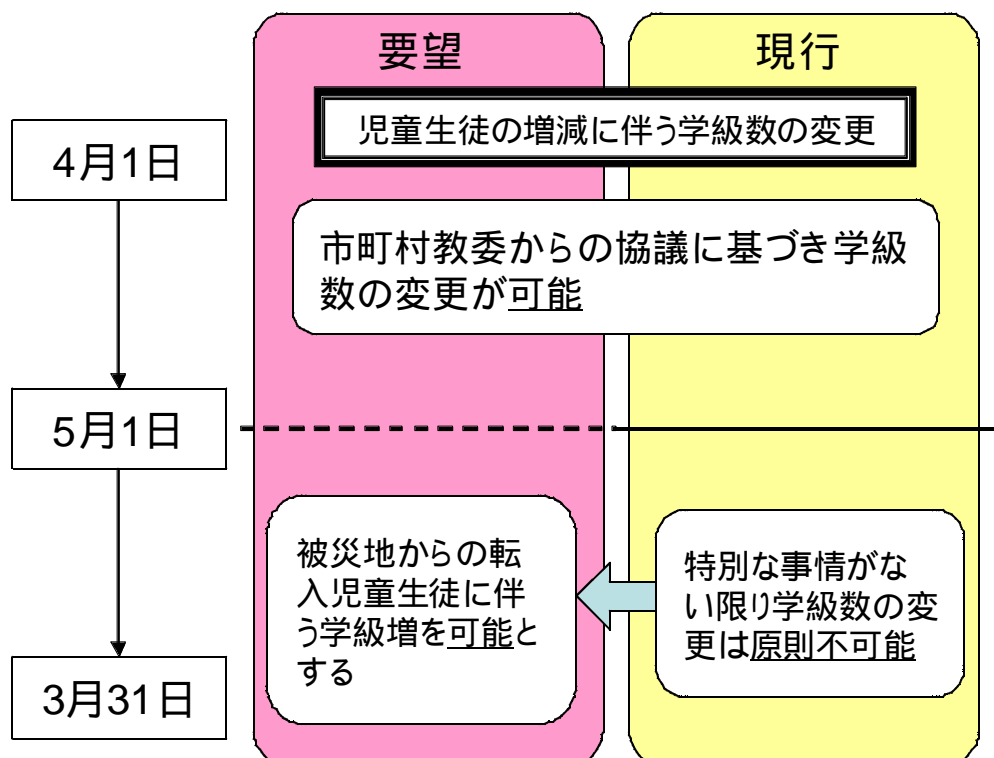
提案・要望の具体例

被災児童生徒の転入により基準日（5月1日）以降に国の学級編制の標準を超えた場合でも学級編制の変更を可能とするなど、児童生徒数の増や学級増に対応する措置。災害等緊急時の対応について専門的な知識を有するスーパーバイザーの派遣を行うなど、長期に渡る教育相談体制の充実。

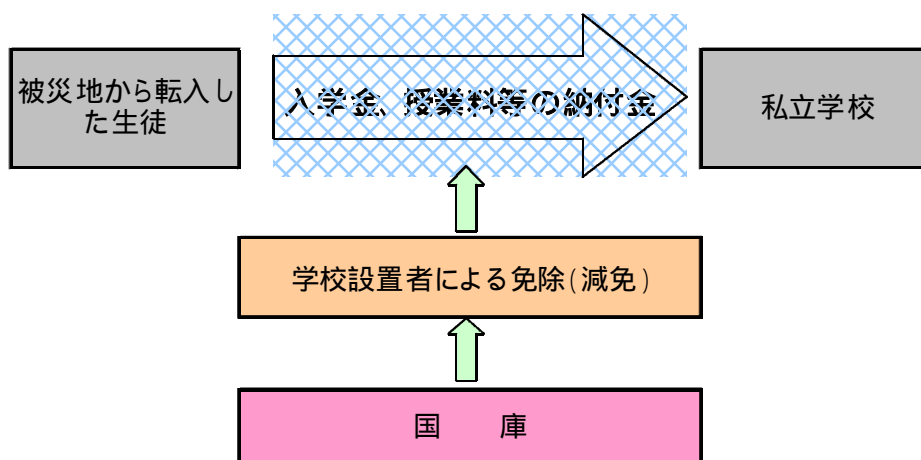
被災した生徒の就学機会の確保を図るため、私立学校が、被災地の生徒を受け入れた場合に、生徒が納めることになる納付金を全額国庫負担とすること。

<参考>

1 学級編制を変更する場合の具体例

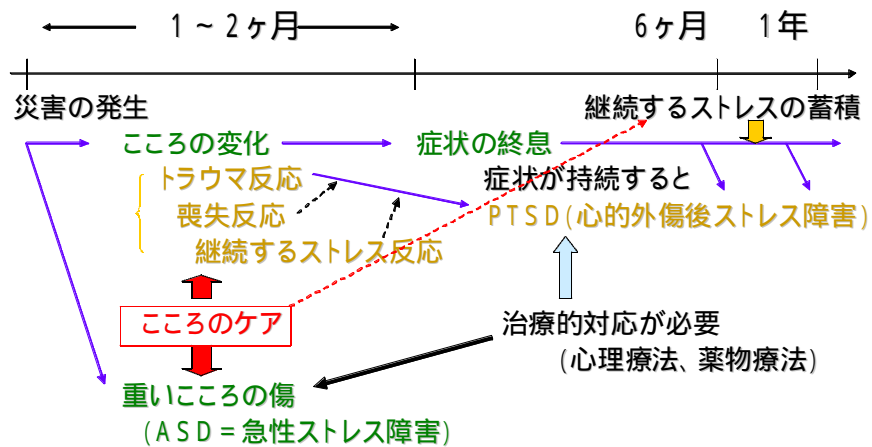


2 被災した生徒の私立学校納付金免除イメージ



3 こころのケアについて

こころのケアの時間経過に伴う支援の在り方



学校施設における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

学校施設の耐震化について、各自治体、学校設置者が整備計画どおり全ての事業が実施することができるよう、国として十分な予算を確保すること。

私立学校の耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

地震等の災害時の避難場所としての役割も果たしている公立学校施設において、避難場所としての機能充実を図るため、国として十分な予算を確保すること。

提案・要望の具体例

地上ネットワークを使わない衛星携帯電話の整備、災害時の情報収集手段としてのラジオ等の整備、太陽光発電の整備など。

支援物資が届くまでの間、避難した住民が生活していくための非常用食糧・飲料水、医薬品、毛布、衣類などの備蓄品の整備

< 参考 >

1 鳥取県内市町村の耐震化事業の要望状況（平成23年度）

（単位：棟・百万円）

設置者	学校名	建物区分	事業名 (1)	耐震化要望数	
				棟数	国庫補助要望額(2)
鳥取市	浜坂小学校	校舎	耐震補強	2	26.3
		校舎	(特)耐震補強	2	17.3
鳥取市	青谷小学校	プール	耐震補強	1	14.1
鳥取市	南中学校	校舎	危険改築	2	81.4
鳥取市	湖東中学校	校舎	耐震補強	2	20.8
鳥取市	河原中学校	屋内運動場	不適格改築	1	9.6
		校舎	不適格改築	4	140.4
若桜町	若桜小学校	校舎	不適格改築	1	147.5
智頭町	智頭小学校	校舎	耐震補強	2	45.4
		屋内運動場	(特)耐震補強	1	12.2
南部町	会見第二小学校	屋内運動場	不適格改築	1	13.6
伯耆町	溝口小学校	校舎	耐震補強	1	23.6
日野町	根雨小学校	屋内運動場	耐震補強	1	8.7
合 計				21	560.9

(1) (特)耐震補強：Is値0.3未満・補助率2/3、耐震補強：Is値0.3以上・補助率1/2（プールは1/3）

危険改築：耐力度調査4500点以下・補助率1/3、不適格改築：Is値0.3未満・補助率1/3（過疎地域5.5/10）

(2) H22の文部科学省単価で算定

2 公立小中学校の耐震化率の状況（平成22年4月1日現在）

全 国：73.3%

鳥取県：65.7%（全棟数：756棟 うち 耐震性あり：497棟）

3 私立学校の耐震化補助事業の充実・改善に係る具体的な要望内容

①「耐震診断」だけを行う場合も国庫補助対象とし、補助率を2/3に引き上げること。

現 行	要 望	参 考
耐震工事を行う場合に限り、2年前までの耐震診断費用が補助対象 ※耐震診断単独の補助は不可 Is値 0.3未満 … 補助率 1/2 0.3～0.7未満 … 補助率 1/3	耐震診断費用を単独で補助対象とし、補助率を引き上げる。 ※耐震診断単独の補助を可能とする。 補助率 2/3	【公立小中学校】 Is値 0.3未満 …2/3 0.3以上 …1/2

②「耐震補強」に関し、耐震化が必要な全ての建物について国庫補助率を引き上げること。

現 行	要 望	参 考
Is値 0.3未満 … 補助率 1/2 0.3～0.7未満 … 補助率 1/3	Is値にかかわらず、補助率を引き上げる。 補助率 2/3	【公立小中学校】 Is値 0.3未満 …2/3 0.3以上 …1/2 【県立高校の現行財源措置】 防災対策債(充当率90%) (交付税50%)

③「改築事業」に関し、私立中・高等学校の改築費用を国庫補助対象とすること。

現 行	要 望	参 考
改築事業は国庫補助対象外	改築事業を補助対象とする。 補助率 1/2	【公立小中学校】 改築事業の国庫補助率 1/2

地震防災緊急事業五箇年計画の緊急輸送交通管制施設の 信号機電源付加装置の補助事業化による整備促進について

《提案・要望の内容》

地震緊急事業五箇年計画の緊急輸送交通管制施設の一つとして整備している信号機電源付加装置（信号機用自家発電装置）については、警察庁の補助事業の対象外であるが、整備促進を図るため、補助対象事業に組み入れること。

地震災害の発生時の大規模停電により信号機が滅灯することによる交通の混乱を防止するために設置しているもの。

緊急輸送路（防災幹線道路）上の交通量の多い主要な交差点に設置しているが、今後も整備を図っていく必要がある。

< 参考 >

【鳥取県内の信号機整備状況】

（平成23年3月末現在）

区 分	信号機数	電源装置数
東部地域（鳥取、郡家、智頭、浜村）	452基	21台
中部地域（倉吉、八橋）	289基	4台
西部地域（米子、境港、黒坂）	517基	18台
計	1,258基	43台

平成22年度事業単価 …… 3,826千円/台（工事費込み）



東日本大震災を踏まえたエネルギー政策について

《提案・要望の内容》

東日本大震災を踏まえて、早急に今後のエネルギー確保策を示すとともに、太陽光発電やマイクロ水力発電など、再生可能エネルギー導入促進のための効果的な制度を構築すること。

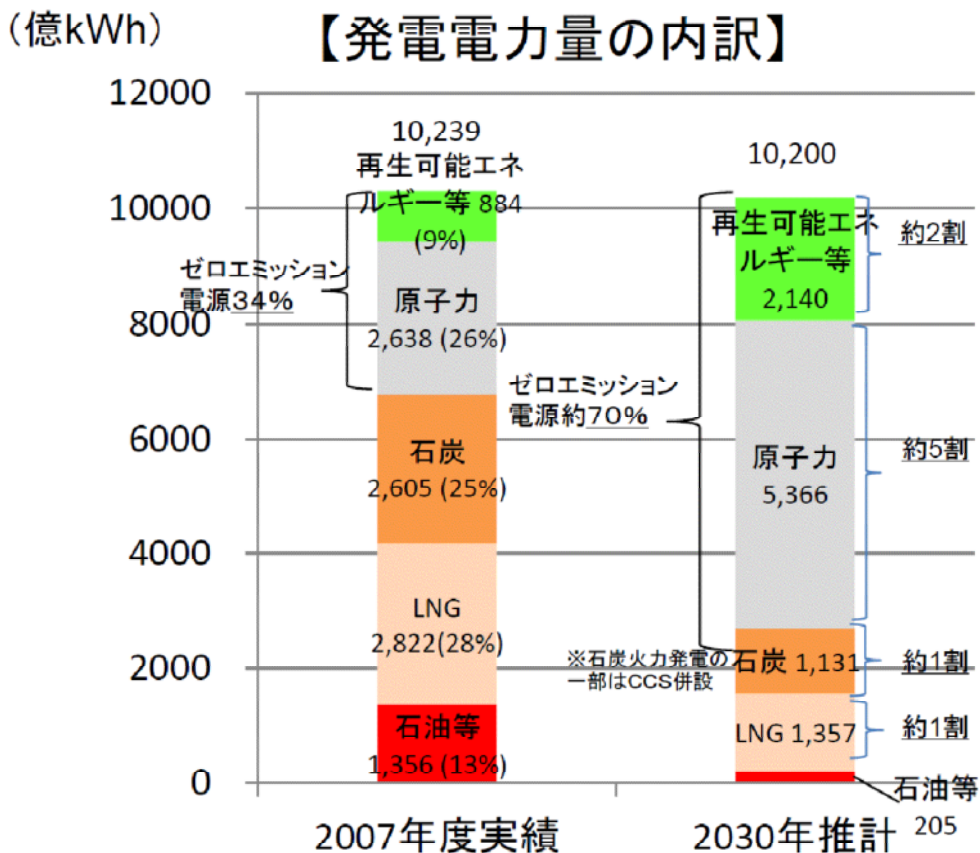
国では、昨年6月に「エネルギー基本計画」を改訂し、2030年までに少なくとも原子力発電所を14基以上新增設し、設備利用率を90%にするとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を図ることにより、ゼロ・エミッション電源比率を約34%から約70%に引き上げることとしている。

再生可能エネルギーについては、導入拡大の必要性が増大しているが、依然として経済性が大きな課題。

< 参考 >

電源構成（出典：経済産業省「2030年のエネルギー需給の姿」）

※2030年の「再生可能エネルギー等」には、家庭等での発電量も含む



東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に 関連した確実な財政措置について

《提案・要望の内容》

被災者及び被災地域の支援に要する地方一般財源に係る確実な財政措置を講ずること。

被災地以外の地域による被災者及び被災地域の支援に要する経費について、阪神・淡路大震災時の措置を踏まえ、特別交付税総額を増額する等、地方の一般財源に係る確実な財政措置を講ずること。

災害救助法の適用範囲の拡大をはじめ、既存の国庫補助の対象拡大や補助率引き上げ、必要に応じて新たな制度を創設するなど、所要経費の全額について、実質的に新たな地方負担が生じない仕組みを整えること。

被災地域以外も含めた地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。

被災地域の復旧・復興について、被災地域以外も含めた確実な財政措置を講ずる一方、地方の厳しい財政状況や経済雇用情勢を踏まえた適切な需要の算定、交付税率の引上げ等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。

財政運営戦略に盛り込まれたプライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わないこと。

臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

< 参考 >

東日本大震災に関連した支援の主な概要（鳥取県）

被災地への緊急支援（主なもの）

- ・ 人的支援 被災地へ職員・災害ボランティアを緊急派遣
- ・ 物的支援 食料・水・毛布、生活物資を緊急輸送

鳥取県への受け入れ支援対策（主なもの）

- ・ 衣食住関係 東日本大震災により鳥取県内に避難し居住された方への支援
- ・ 教育関係 児童生徒の転入学の相談窓口の設置と、保護者を亡くした避難児童生徒へ支援
- ・ 農林水産業関係 鳥取県へ避難された方への就業の場を提供
- ・ 商工業関係 ワンストップ相談窓口を設置し、被災企業等が鳥取県で緊急避難的な事業継続をトータルに支援
- ・ 観光関係 震災に端を発した自粛ムードにより深刻化している観光面への影響に、緊急対策を実施

3.11東日本大震災に関連した支援の概要(鳥取県)

平成23年4月 現在

被災地への緊急支援

- 【人的支援】被災地へ職員(各種専門職、一般行政職)、災害ボランティアを緊急派遣(延べ数百人)
- 【物的支援】県・市町村の備蓄物品、県民や企業から提供された救援物資の緊急搬送(食料・水・毛布・生活物資)

衣食住・教育関係支援(受入)

- 東日本大震災により鳥取県内に避難し居住された方へ
 - ・1月以上住居される方へ当面の生活費を1世帯に付き最大30万円(単身者15万円)の支援金を支給(総額2,000万円)
 - ・県・市町村営住宅等の提供(約550戸)及び県内ホテル・旅館での受入の実施(104館573室(3/30現在))
 - ・県営住宅の入居者には、当面の生活用具(現物)を提供(無料)
 - ・当面の生活資金を得るために、県・市町村の非常勤職員として雇用するなど200人以上の雇用枠を確保等
- 児童生徒の転入学の相談窓口の設置と、保護者を亡くした避難児童生徒へ最大20万円の入学支度金の支給

農林水産業関係(受入)

- 鳥取県へ避難された方へ、農業法人等で最大12ヶ月の就業の場を提供(若干名、賃金 約14~18万円/月)し、12ヶ月を超えて継続就業を希望される場合は、農業法人等に給与の一部を助成し、3年目まで雇用継続を支援
- 自営就農する場合は、交付金の支給(月最大10万円)、農業機械等の取得に1/2の補助を実施

商工業関係(受入)

- ワンストップ相談窓口を設置し、被災企業等が鳥取県で緊急避難的な事業継続をトータルに支援
 - ・県内空工場の斡旋及び初期立ち上げ支援(工場・設備の借上費用(1年分)及び移転費用、従業員の移転費用を補助)
 - ・資金調達に係る支援(融資枠10億円の東北地方太平洋沖地震対応枠を創設)
 - ・生産活動への県内協力企業の紹介及び受注開拓支援及び倉庫情報提供等の物流支援
 - ・事業継続に必要な人材確保・斡旋及び人材育成の支援等
- 被災企業等が鳥取県内に新たに立地をする場合に企業立地補助金を拡充(補助率5%、補助額最大10億円引上)
- 輸出品に関する放射能検査における県内企業支援(検査機関紹介、経費負担などを検討中)

観光関係(受入)

- 震災に端を発した自粛ムードにより深刻化している観光面への影響に、緊急対策を実施
 - ・雑誌メディア、マスコミキャラバン、「じゃらん」「楽天」などWEBを活用した緊急誘客宣伝活動の実施
 - ・修学旅行で利用されるバス代への支援など、体験型教育旅行の誘致活動の強化等
- 海外旅行者支援を増額するなど、風評被害によるインバウンドの利用減をアウトバウンドで下支えする一方、海外雑誌への広告掲載など海外向けの情報提供により安心・安全な鳥取をPRし、インバウンドの回復を図る(9.5百万円)

地域に活力を与える地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金等の配分について

《提案・要望の内容》

地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金について、地域の実情に応じた事業の実施を可能とし、地域に活力を与える配分とすること。

東日本大震災においても、被災した地域の支援のため、全国から多数の物資や人が現地に送られ、その大半は高速道路ネットワークを利用した陸路により行われた。災害時の緊急輸送手段としての道路整備など、地方の公共事業の必要性は高い。

地域自主戦略交付金について、本年度第2次配分以降の算定に用いる客観的指標やその算定方法を早急に明らかにすること。また、算定基礎数値などの情報公開を徹底し、透明性の高い制度とすること。

平成23年度第1次配分額は、情報公開が不十分だったため、4月1日から継続して事業が実施できるかなど、地方の混乱を招いた。

地域自主戦略交付金の客観的指標を用いた算定には、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域などへの配慮を盛り込み、必要な交付金総額を確実に確保すること。

< 参考 >

1 鳥取県における平成23年度各交付金の配分割合

(単位：千円)

交付金名	H23要望額(A)	H23当初配分額(B)	(B) / (A)
社会資本整備総合交付金	18,305,656	12,491,823	68.2%
農山漁村地域整備交付金	517,056	179,911	34.8%
地域自主戦略交付金	7,707,912	5,644,119	73.2%
計	26,530,624	18,315,853	69.0%

2 鳥取県における平成23年度各交付金の対前年度割合

(単位：千円)

交付金名	H22当初配分額(A)	H23当初配分額(B)	(B) / (A)
社会資本整備総合交付金	19,484,683	12,491,823	64.1%
農山漁村地域整備交付金	1,775,492	179,911	10.1%
地域自主戦略交付金	-	5,644,119	-
計	21,260,175	18,315,853	86.2%

全国の社会資本整備総合交付金の対前年度割合は、75.8%

全国の3交付金合計の対前年度割合は、90.8%

鳥取県への交付金配分は極めて厳しい状況。